

各府省から通知のあった独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率は以下のとおり。いずれも、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）どおり算定されている。

府省名	法人名	役職	在職期間	業績勘案率
総務省 〔 1 法人 1 名 〕	国立研究開発法人情報通信研究機構	理事	H29. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 2
財務省 〔 1 法人 1 名 〕	独立行政法人国立印刷局	理事	H31. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 1
農林水産省 〔 3 法人 3 名 〕	独立行政法人農畜産業振興機構	理事長	H30. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 1
	独立行政法人農業者年金基金	理事長	H30. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 1
	独立行政法人農林漁業信用基金	理事長	H30. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 2
環境省 〔 1 法人 1 名 〕	国立研究開発法人国立環境研究所	理事	R2. 4. 1 ～ R5. 3. 31	1. 1
合計	6 法人	6 名		